

【令和8年度】滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金の概要

【補助制度の概要】

タクシー利用者の利便性向上を図るため、予算の範囲内で、県内タクシー事業者が行うユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入について支援いたします。(令和7年度からの変更点は赤字で記載しています。)

【昨年度からの主な変更点】

- ①配車アプリ導入支援の終了
- ②UDタクシー導入支援の補助対象を全交通圏に拡大
- ③UDタクシー導入支援の補助対象者にリース事業者を追加(リースでの車両導入も補助対象とする。)
- ④UDタクシーの適切な運用(研修受講等)を求める規定を追加。

補助対象事業者	・県内タクシー事業者(ただし、個人タクシー事業者や福祉輸送事業限定車は対象外) ・タクシー事業者にUDタクシーを有償で貸与するリース事業者
補助申請受付期間	①事業計画書(別記様式第1号)の提出 なお、下記の書類が添付書類として必要です。 ○実施計画・補助金要望額計算書(別記様式第2号) ○導入するUDタクシーの概要資料 ○その他知事が必要と認める資料 ※タクシー事業者様から申請いただく場合は、一般乗用旅客自動車運送事業の許可証(写し)も併せてご提出ください。 ②交付申請書(別記様式第4号)の提出 ①を提出のうえ、県から補助金の額の内示を受けた後に、速やかに提出してください。 なお、下記の書類が添付資料として必要です。 ○実施計画・補助金申請額計算書(別記様式第5号) ○UDタクシーに関する研修等の受講状況がわかる書類(別記様式第4号別紙1) ○その他知事が必要と認める資料 ※リース事業者様から申請いただく場合は、当該リース契約書等およびリース料金の貸与料金算定根拠がわかる書類も併せてご提出いただくようご調整をお願いします。
補助対象期間	交付決定日から令和9年3月31日まで ※原則として、契約(発注)～実施～完了(納品・支払)が補助対象期間内である必要があります。
対象営業区域	県内全ての交通圏
補助対象経費	UDタクシー導入に要する経費 ※中古車の場合は、購入時点の総走行キロが10万km以内のものに限る。
補助率	1/6
補助上限額	タクシー車両1台あたり300千円
注意事項	◎補助対象経費については、各事業者から提出いただく事業計画書をもとに補助上限台数を決定し、補助金の額の内示を行います。 ※必ずしも新規導入に係る全ての台数について、補助金の交付対象となるとは限りません。

※制度・手続き等の詳細は、「滋賀県タクシー利便性向上対策事業費補助金交付要綱」をご確認ください。